

一般廃棄物再生利用業指定証

第 1 号

平成27年6月2日

住 所 大仙市長野字新山92番地1

名 称 高三建設株式会社

氏 名 代表取締役 高橋 篤美 様

大仙市長 栗 林 次 美



大仙市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則第5条の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	① 木くず ② コンクリートくず
再 生 利 用 の 目 的	家庭、事業所から排出される上記一般廃棄物の再生処理を行い、一般廃棄物の再生利用の促進を図る。
指 定 期 間	平成27年6月8日 ~ 平成29年6月7日
指 定 条 件	① 周辺的生活環境に影響を与えないよう、施設を適正に維持、管理すること。 ② 搬入された一般廃棄物は、再生利用のみに供すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して60日以内に大仙市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、大仙市を被告として（訴訟において大仙市を代表する者は大仙市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。